

都市医師会

# 保險擔當理事協議會

卷之二

常任理事  
事  
木山本下  
敬介典徹美

၁၉၉

内容、過去の指導事例等について講習、講演等の方法により行う。

6

及び適正化を図る。

出席者

先生方、十分ご承知のよう  
に、この医療保険はわが国の  
公的皆保険制度のもとでは診  
療の中核をなすもので、地域  
医療を守るためにも、この保  
険制度が的確に機能してい  
ることを見定めることが必要な  
ことと考えます。

県医師会としてもこの  
保険診療に係わる知識を十分  
に会員の方に知つていただき  
ということを中心にしてこの1年  
間すすめてまいりました。

そのために集団指導を研修  
会の形にして行われるよう申  
し入れをし、昨年は2回実施  
いたしましたし、保険診療に

えで、新しい医療保険制度への対応といふこともわれわれは考えていかなければならぬい時代になつてまいりました。その中でわれわれはやはり診療する立場から、いかによりよい保険制度・医療制度を確保することができるか、このことにつき主張しながら、そしてともに行動していくといふことが必要になると思ひます。これからは、医師会といふ組織が一体となつて行動し、いろいろな課題に対応していくことが必要かと思います。

以上、いろいろお願ひをいたしました。本日は多くの協議題があります。どうぞ真摯にご協議いただきまして実りのある会にしていただくなことを祈念し、挨拶に代えます。

## II 議事 II

### 目的

#### 1 平成13年度社会保険医療担当者指導計画

保険医療機関及び保険医に対し、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬等に関する事項について指導を行い、保険診療の質的向上を行ふ。

藤井会長 本日はお忙しい中  
をお集まりいただきましてどう  
うもありがとうございまし  
た。

係わる協議内容の冊子を作りて配布するなど、そのための努力をしてまいりました。さらに、いま、改革の時代であります。これからこの医療保険制度がどういうようなるか、なお不形に変わっていくか、今まで明な部分はありますが、今までの知識を十分に認識したうえで、新しい医療保険制度への対応といふこともわれわれは考えていかなければならぬい時代になつてしまひました。

これから個別指導を行われることになりますが、先生方には必ずその場にご臨席いただき、その雰囲気を十分に認識していただくこと、その上で必要なことは県医師会担当役員とご相談いただき大切な仕事の一つになるかと 思います。

以上、いろいろお願いをいたしました。本日は多くの協議題があります。どうぞ真摯にご協議いただきまして実りのある会にしていただくこと を祈念し、挨拶に代えます。

1 平成13年度社会保険医療担当者指導計画  
目的  
保険医療機関及び保険医に  
対し、「保険医療機関及び保険  
医療養担当規則」等に定める  
保険診療の取扱い、診療報酬  
等に関する事項について指導  
を行い、保険診療の質的向上

以上、いろいろお願ひをいたしました。本日は多くの協議題があります。どうぞ真摯にご協議いただきまして実りのある会にしていただくことを祈念し、挨拶に代えます。

次の①から⑨に該当する場合は、「山口県指導対象保険医療機関等選定委員会」において選定する。  
ただし、②については、「山口県指導対象保険医療機関等選定委員会」に報告とする。  
① 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は

(2) (1) 集団指導  
① 医療機関コードの下1桁  
が偶数の保険医療機関  
② 平成12年8月から平成13  
年6月までの新規指定の保  
険医療機関  
③ 大学附属病院等  
個別指導

指導月以前の連続した2か月のレセプトに基づき、診療録その他の関係書類を閲覧し、個別に面接懇談方式により行う。

病院に関しては、実地指導の形態で行う。

指導対象保険医療機関の選定

(2) 個別指導（厚生労働省と  
○特定医同指導を含む。）  
保険診療の取扱い、診療報酬  
請求事務、診療報酬の改定  
内容、過去の指導事例等につ  
いて講習、講演等の方法によ  
り行う。

佐濱山小木藤藤藤  
々々木本本田下原本井  
美史 達敬 茂康  
曲明徹郎介漣博宏  
高村小吉西正阿松深清市安西城小松時民薦藤吉正  
田田林村村木部本野水原藤村戸田井澤谷田田岡木  
敏武 明公康政良浩活 啓次  
昭穂修人一史則信一宏隆郎夫詩隆健郎彰信潔紀生



が、家人が少し留守になる間ショートステイの依頼を受けた、その旨依頼したが（薬は2週間分今まで通り当院で出す）、1か月後支払基金から外総診分を査定された。基金に問い合わせると、本人は入院扱いとのことであった。どうも納得のいかないことである。

【岩国市】A ショートステイ利用中でも患者が外来受診した場合、外総診は算定できる。ただし、このケースでは受入先が「入院扱い」にされたため算定できなかつたと思われる。

Q3 在宅医療における訪問看護での点滴治療

在宅医療の推進のためにも、訪問看護での点滴治療を認めています。

特に、訪問看護ステーションに訪問指示を出している場合、点滴治療を認めてもらわないと逆ぎやとなる。

【厚狭郡】A 介護保険上の訪問看護においては点滴治療は現在認められていない。今後の状況をみながら要望していく。

Q4 リウマチ剤使用時の定期検査について

慢性関節リウマチの治療剤

である抗リウマチ剤は、しばしば重篤な副作用が生じることから、定期的な血液・尿の検査を認めてほしい。

A 薬剤副作用のチェックは一般末梢血、通常の生化学検査の範囲では認められない。逸脱する場合は注記が必要。傾向的な場合は査定されることがある。

A 薬剤副作用のチェックは一般末梢血、通常の生化学検査の範囲では認められない。逸脱する場合は注記が必要。傾向的な場合は査定されることがある。

【防府】

Q5 AFPの定性・定量の取扱い

慢性肝炎、肝硬変患者に対して、肝癌早期発見を目的に3ヶ月ごとにAFP定性を実施している。 AFPが陽性化した場合定量を追加、測定したところ、定性分を査定されたことがあればレセプトに注記をすればよい。

また、肝硬変、肝癌を併発していない肝炎患者の中には、 AFPが高値で変動している例もあり、これらの症例には AFP定量を行っているが、毎回レセプトに注記が必要か。

【下松】A 定性が陽性であつた場合、定量検査を追加することはないが、注記が望ましい。平成11年5月の都市医保

P検査に関して、B型、C型慢性肝炎、肝硬変では AFPの定量検査が妥当である」と回答している。

Q6 ヘリコバクター・ピロリ検査について

胃、十二指腸潰瘍を内視鏡的に診断した時点で、ヘリコバクター・ピロリ検査を行った場合、診断名に「HP疑い」と書かなくてもよいようにしてほしい。

【岩国市】A 平成13年2月の社保・国保審査委員連絡委員会において協議の上、当面は「HP疑い」と病名を付けていただくようになつた。状況をみながよくなつた。状況をみながら、今後検討したい。

Q7 HHV-6 検査について

最近薬害（疹）の一部で Herpes group virus の活性化が問題になっている。

CMV・GB・Herpes simplex は保険適用になつていて、 HHV-6（突発性発疹ビールス）HHV-7も同様であるが、今、HHV-6は保険適用がないので1万～1万5,000円を本人或いは医療機関で払つている。この HHV

P検査に関しても、B型、C型慢性肝炎、肝硬変では AFPの定量検査が妥当である」と心に増えている。【岩国市】A 薬疹の重症度の指標として「ヒトヘルペスウイルス6」が注目されている。要望として承つておくが、関係する専門学会からも要望されたい。

必ずしもセット検査が悪いわけではなく、不必要的検査項目が加わり、多項目化するか問題である。検査は治療に必要な限度内で行う、また、その検査によって診断や治療方針を具体的にたてるもので多項目化する。

Q8 セット検査について

セット検査は必要である。理由：

①セット検査は対象疾患に限定された最小限必要な無駄のない検査である。

②その時々によつて検査項目が変更されれば疾患の推移が把握できないばかりでなく、重要な疾患の見落としにも繋がる。

③特に肝・脾・胆道系の疾患はセット検査を繰り返さないと鑑別できないし、悪性腫瘍を見落とす。

④患者の知りたいことを提示できなければインフォームドコンセントに支障を来す。

⑤検査項目が変化すれば事務の点数計算が複雑になります。患者は採血されることと同じなのに毎回違う費用の理由がわかりにくくなる。

【防府】A 血液化学検査には、初診のガス分析と SaO<sub>2</sub>との併施は、原則的には一方のみ、ただし、症状によつては併施も認められる。傾向的な場合

及び漫然とされている場合は査定もある。

**Q10 レントゲン検査の査定**  
臀部痛で初診。腰部、股関節のレントゲンを撮り、坐骨神経痛と診断。股関節レントゲンが査定された。

【下関市】

A 腰部、股関節の「一連」になる。坐骨神経痛のみの病名であれば、股関節のレントゲンは査定される。注記が必要。

**Q11 レントゲン検査における「一連」の解釈について**  
頸椎と胸椎、胸椎と腰椎X-Pを一連として減点。部位が異なるので、今までこのようなことはなかつた。

【若国市】

A 脊椎症であれば「一連」となる。一つの病名のために多數部を撮影した場合は「一連」。参考資料96ページを参照されたい。

**Q12 C.T検査について**  
肺炎、間質性肺炎、肺結核などでC.T検査を行うと、必要な検査とされることがたびたびある。肺炎の性状、部位、起炎菌の推測、間質性肺炎の鑑別診

断など（間質性肺炎は100種類以上あり、その原因の推測、性状の質的診断）C.T検査は欠くことのできない必要な検査と考えるが、いかがか。

**A C.T検査のみで、他の検査のないもの、治療のないもの又傾向的なものでは不可。**  
【岩国市】

A CT検査の目的で、下肢牽引は、悪いとはいえない。

**A 变形性股関節症での下肢牽引は、悪いとはいえない。**  
【下関市】

A メチコバールは、末梢性神経障害に適応。長期漫然投与でなければ可。参考資料82ページを参照されたい。

**Q14 投薬の査定**

平成13年1月度、再審査等支払調整額通知書について。平成11年7~9月にかかる処方せんに対する調剤薬局分を査定され、13年1月診療分で相殺された。総計25件5,733点の算定減になる。カルテからの病名転記漏れ等、当方の手違いもあつたが、な

**A 提出されたケースについて**  
A には病名も投薬量とも不備はないのではないかと考へられるものがある。【宇都市】

てそれぞれ回答。

**Q15 下肢牽引処置の査定について**

高度の変形性股関節症、手術をどうしても拒否、除痛の目的で下肢牽引をして査定された。

**A 变形性股関節症での下肢牽引は、悪いとはいえない。**  
【下関市】

A 变形性股関節症での下肢牽引は、悪いとはいえない。

**Q16 酸素の購入単価調査について**

毎年7月までに前年実績に届け出ているが、保険点数で決してもらつたほうが、全

て軽減になる。

また、酸素単価の購入価格以外にも酸素配管費用、ディスプレイの鼻腔チューブや、酸素漏れ等の費用も考慮して価格を中医協で決定してほしい。

【徳山】

A 地域によっても、また医療機関個々によつても異なるがどういふことなのだろうか。

**Q17 トの査定**  
いまだに10か月経過したレセプトの査定がある。紳士協定を守らない組合は、全医療

機関に公表すべきだ。

【防府】

A 10か月は微妙なところ。紳士協定はレセプトが保険者側に渡つて6か月以内との認識に基づいて、当月診療分から数えて8~9か月以内、老人保健ではそれ以上のこともありうる（参考資料205ページ、会報第1570号198ページ参照）。「6か月以内の遵守」については関係団体に対し、これまで再三指摘してきたところだが、これらも申し入れたい。

**Q18 再審請求による2年後の減点**

平成11年6月請求による国保が、再審請求による減点で平成13年5月に戻ってきた。あまりにも遅すぎて唖然としている。紳士協定で6か月以内、遅くとも1年以内となつてゐるがどういふことなのだろうか。

**A 国保連合会に問い合わせたところ、保険者側からの6か月を過ぎた診療内容に係る再審請求に対しても容認されない。つまり、減額・査定はしない扱いをしているとのこと。ただし、資格関係や誤請求・計算間違いはこの限りではない。事例の詳細が知りたい。**

**Q19 査定の理由について**

2月13日に再審請求しているが、いまだ（4月17日）結果の通知がない。

たい。

498

**Q20 レセプト提出日について**

国保の提出日が、どんどん早まつてきている。今年は月によつては7日という月もある。提出日が早まればそれだけレセプト作成に費やす時間が少なくなり、査定及び返戻の原因となる。少しは医療機関にも協力していただけるよう働きかけていただきたい。

【長門市】

A 社保・国保とも原則10日まで。土・日曜日との関係で8日になることもある。これ過ぎると支払い業務に支障をきたすとのこと。7日提出は12月が該当しているがこれは12月という特別の月であるとことなので、ご協力をお願いしたい。

**Q 21 レセプト返戻の時期**

- ① 2年前のレセプトが返却されきていた。半年以内で返却してほしい。
- ② 以前よりレセプトの返戻が遅くなっている。前月のレセプト返戻分を当月と併せて提出するのに困る。年末などのときは早く戻してもらえるので、できないことはないと考える。

## 【徳山】

A 医師の裁量権とも関連して難しい問題。結論は得られないと思うが、都市においても議論していただきたい。過去にも数多くの意見・要望が出されている（参考資料索引⑤ページ薬剤の適応・用法、⑨ページ疑い病名の取扱い、病名漏れ・返戻要望等）。

**Q 23 調剤レセプトの点検について**

ときどき、半年以上経過して処方薬剤の減点通知がある。多くの場合病名漏れの場合があり、継続して来院している患者の場合、以後減点されるはめになり困ることがある。

**Q 24 社保と国保のレセプト記載の相違について**

診療報酬請求明細書（レセプト）記載に際して、社保と国保で下記のように違いがあるで困っている。現在のレセプトになつた当初は、どちらも同じだったようと思う。

- ① 紹介割合 社保…記入しない
- ② 特記事項 国保…記入する
- ③ 圖・原爆 社保…レセプト右下に図・原と赤字で記入
- ④ 国保…法別番 号を記入

**Q 25 居宅療養管理指導料について**

かかる患者に対して行われて、どのように請求できるのか。介護保険でなく医療保険でも請求できるのか、何点算定するのか。

「寝たきり老人在宅総合診療料」と「居宅療養管理指導」は同時に算定できるが、在総診を行つていらない医療機関では同時計算できるのであろうか。

また、「寝たきり老人訪問診療料」と「居宅療養管理指導」は、同時に算定できるのであろうか。

Q 26 薬剤の別途負担

薬剤の別途負担金を早急に廃止してほしい。【厚狭郡】

**Q 27 医療費適正化について**

医薬分業はむしろ医療費の増大につながってはいいのか。

**Q 28 他医診療における病名の記入について**

「料」は医療保険で請求し、同時算定可。（I）と（II）の区分については、在総診には介護料が含まれているという解釈に基づくもの。日医会員はすでに配布ずみの「介護報酬ハンドブック」（日医総研）の21～31ページを参照されたい。

**Q 29 薬剤の別途負担**

薬剤の別途負担金を早急に廃止してほしい。【厚狭郡】

A 平成14年度の診療報酬改定時には廃止の見込みであるが、小泉政権ではどのようになるか注目したい。

**Q 30 居宅療養管理指導料について**

かかる患者に対して行われて、どのように請求できるのか。介護保険でなく医療保険でも請求できるのか、何点算定するのか。

「寝たきり老人在宅総合診療料」と「居宅療養管理指導」は同時に算定できるが、在総診を行つていらない医療機関では同時に算定できるのであろうか。

また、「寝たきり老人処置指導料（1,100点）」と「居宅療養管理指導料（1,100点）」と（II）があるのはどのようにして区分があるのであるのか。

**Q 31 居宅療養管理指導料（I）**

940点、（II）510点（I）と（II）があるのはどのようにして区分があるのであるのか。

**Q 32 介護保険適用の要支援・要介護者に対する介護保険での請求**

「寝たきり老人訪問診療料」は医療保険で請求し、同時算定可。（I）と（II）の区分については、在総診には介護料が含まれているという解釈に基づくもの。日医会員はすでに配布ずみの「介護報酬ハンドブック」（日医総研）の21～31ページを参考されたい。

**Q 33 他医にて、不整脈、狭心症等、前立腺肥大等あり。プロパン禁の患者の消化器検査**

また、他医にて低肺機能などあり、低O<sub>2</sub>患者に対するパルスオキシメーターによるSpO<sub>2</sub>測定等も病名を追加するのか、摘要欄に記入する方がよいのか。

自院では主病名でない場合、社保は摘要欄に記入の方がよいとしているが、どうであろうか。

A 前段については病名も摘要欄記入も不要。後段については病名が必要である。

【下関市】

ている点検業務で、労災から交通事故災害の混入を防止するためということは分かっているが、これを野放しにしていると医療側と患者側との信頼関係は崩れてしまうであろう。せめて医療機関を通して患者側へ照会するよう、ワンクッシュョンをおけないものだろうか。

日医、県医も看過すべきではなかろうと思うがいかがか。  
【光市】

A 第三者行為（労災・自賠責等）のチェックとして行われているが、いきすぎであればご指摘のような問題が生じる。いきすぎのないよう山口社会保険事務局を通じて申入れをした。傷病名が外傷の場合、患者本人に問い合わせの通知があるかもしれない旨の説明等、対応を考えておくのも必要。

ということになつてゐる。しかし、再審査の結果が出るのが半年以上かかるものもあり、その間、患者側から医療機関に対し不信感をもたれるのではないかと懸念される。とにかく再審査の回答を早く出してもらいたいし、時間がかかるのなら、レセプト点検センターの方からも患者側に返金が遅れる事情や経過説明を文書にて通知してもらいたい。  
【長門市】  
A レセプト点検事務センターが扱う減額通知書（患者支払分1万円以上）については1か月に10～20件（ほとんど入院）程度あるが、支払基金から減額通知が届いたら再審査請求のことを勘案して2か月間の保留期間を置いたのちに患者に通知すること。再審査請求の決審が長びくことを伝え、2か月の保留期間についても検討の必要があるのではないかと申し入れた。  
Q 29とも関連して、レセプト点検事務センター、社会保険事務局及び県医師会との3者間で意見交換ができる場を設置したいと現在検討中である。

現在、高額査定分について、各保険者から患者あてに「医療機関から返金してもらつてください」旨、通知を行つてゐるようだが、医療機関側からすると再審査結果が出るまで返金できない。その再審査に6か月、7か月経過してもなお審査からの結果が出ない場合もある。その間患者は医療機関に対し不信感を抱く事態となる。

連合会・基金に問うと「保険者からレセプトが返らないので再審査にかけられない」とのこと。

医師会として各保険者、審査機関に働きかけをしていただきたい。**【長門市】**

A Q 30と同じ要望。医療保険関係団体九者連絡協議会において申し入れする。

た金額)を行わなければならぬ。事務処理を簡素化するどころか、ますます複雑になつてきている。

保険請求における算定方法も複雑化しており、「同一月内は主たるもののみにより算定する」というような検査が増えているのに、「同一月内は……」にしたがい算定するとレセプト請求点数と患者負担額に差が生じる場合があり、医療機関にとっても患者にとっても現在の負担金徴収制度は決してよい制度とはいえない。

A. 健康保険法等一部改正のたびにこのような不都合が生じる。不都合の改善や事務処理の簡素化等について、日医にあげていきたい。

【長門市】

Q. 33 点数改定について

点数改定は時間的に十分な余裕をもつて実施してほしい。

点数改定を施行直前まで知らせず、それでいて不明点が残る見切り発車。診療現場がいくら困ろうと平気。こうして厚生労働省のやり方には常々苦々しく思つてゐる。

A. バ)指摘のとおりだが、改

定の最終決定が施行直前にも  
つれこむのが最近の傾向。日  
医も苦慮しているが、相手(支  
払側)がいることなのでやむ  
を得ないかもしない。

## (1) その他

## (1) 中四国ブロック会議第2分科会の報告

5月26日㈯に高知市において開催。中四国9県より医療保険に関する18議題が提出され協議(詳細については本号に掲載)。菅谷日医常任理事によれば、「次回の診療報酬改定は非常に厳しい。マイナス改定だけは体を張つても阻止したい」とのこと。それについても「7月の参議院選挙の結果が大きな鍵を握る」ことを指摘し、「日医に強い政治力を与えてほしい」と強調。

## (2) 日本医師会社会保険診療報酬検討委員会の状況

中四国ブロック代表委員の藤原専務理事により、中四国ブロックから提出された重点要望事項について、次のとおり説明があった。  
① 処方料と処方せん料との乖離の是正  
物、X線フィルム処理廃棄

に対する費用の補填

HbA<sub>1c</sub>、フルクトサミン、グリコアルブミン、1・5AGのうち、月1回主たるもののみ算定する、との規定は糖尿病診療に支障をきたしているゆえ、必要な理由がある場合は、複数の検査を認めるべきである。

いために、今年度より県内5地区に分けてそれぞれに1か月ずつ分散して発送し、これによるものみ算定する、との規定は糖尿病診療に支障をきたしているゆえ、必要な理由がある場合は、複数の検査を認めるべきである。

レセプト点検事務センターが行っている政管健保の医療費通知は年間約28万件。これまでこれを2回に分けて発送していたが、間違いを生じな

③ 老人の大病院複数科受診における負担のあり方の見直し(診療科各自で算定可とする)。また初診料・再診料の診療所と病院との逆転の是正

## (4) 在総診と在宅療養指導管理併算定不可についての見直し

⑤ 「指導内容の要点を診療録に記載する」要件削除のため、指導料を管理料とする。(算定要件の緩和)

⑥ 処置料と外来管理加算の乖離の是正

③ 混合診療について  
混合診療の禁止についての情報と対応を述べ、問題を提起。かなりの議論があり、曖昧な部分や整理すべき点が指摘された。相当大きな問題点が含まれているので、都市でも議論していただき、県医でももう少し掘り下げて検討してみることになった。

藤本副会長、閉会の挨拶のち終了。

④ 平成13年度保険研究会  
催地  
宇部と防府の2か所で開催することを打診。各医師会に検討していただくところとなつた。

(4) 平成13年度保険研究会  
催地  
宇部と防府の2か所で開催することを打診。各医師会に検討していただくところとなつた。

(5) 政管健保医療費通知の件  
項)

イ 通所リハの送迎患者を、リハビリ前後に患者の希望で診療を行うと査定されるとの見直し  
⑧ 療養型病床群(同一基準での)における有床診と病院との格差の是正  
⑨ 「療養型」入院患者の他科受診算定期率の見直し  
⑩ 糖尿病関連検査の算定期限の緩和

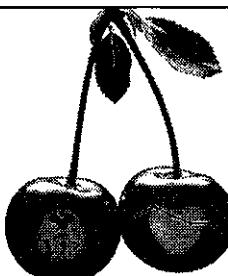
④ 在総診と在宅療養指導管理併算定不可についての見直し  
混合診療の禁止についての情報と対応を述べ、問題を提起。かなりの議論があり、曖昧な部分や整理すべき点が指摘された。相当大きな問題点が含まれているので、都市でも議論していただき、県医でももう少し掘り下げて検討してみることになった。

③ 混合診療について  
混合診療の禁止についての情報と対応を述べ、問題を提起。かなりの議論があり、曖昧な部分や整理すべき点が指摘された。相当大きな問題点が含まれているので、都市でも議論していただき、県医でももう少し掘り下げて検討してみることになった。

## Ca拮抗剤

**ニバジール錠** 2mg (ニルバジピン錠)  
Nivadil® Tablets

製造発売元  
**フジサワ**  
大阪市中央区道修町3-4-7 〒541-8514  
資料請求先:藤沢薬品工業(株)医療事業部



● 効能・効果・用法・用量・禁忌を含む使用上の注意等につきましては、  
製品添付文書をご参照下さい。

作成年月1998年11月